

栃木県カスタマーハラスメント防止対策推進会議設置要綱

（目的）

第1条 カスタマーハラスメントについて、専門的見地から現状を分析するとともに、栃木県における防止対策のあり方を検討するため、栃木県カスタマーハラスメント防止対策推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議は、次の事項について検討を行う。

- （1）カスタマーハラスメントの現状把握及び分析に関すること。
- （2）カスタマーハラスメントの防止対策の推進に関すること。
- （3）その他必要と認められる事項に関すること。

（会議の委員等及び組織）

第3条 会議は、10名程度の委員をもって構成する。

- 2 委員は、経済団体、労働団体、消費者団体、学識経験者等のうちから、知事が委嘱する。なお、知事はオブザーバーを置くことができる。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（座長等）

第5条 会議には座長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、座長が招集する。

- 2 座長が必要と認める場合、委員及びオブザーバーの他に関係者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- 3 座長が必要と認める場合、会議の開催場所とは別の場所にいる委員、オブザーバー及び関係者に対し、情報通信機器等を活用して会議に出席させることができる。

(部会)

第7条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及びオブザーバーは、座長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選出する。
- 4 部会長が必要と認める場合、委員及びオブザーバーの他に関係者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 部会長が必要と認める場合、会議の開催場所とは別の場所にいる委員、オブザーバー及び関係者に対し、情報通信機器等を活用して会議に出席させることができる。
- 7 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、栃木県産業労働観光部労働政策課とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8(2026)年7月10日から施行する。